

No. 110号

OB・Gニュース

二十六年六月六日

発行責任者

社民党ががんばれOB・G福島の会

eメール huruya.michitatsu@orange.plala.or.jp

まだ生きて

いるかと年金

調書くる

(シルバー川柳より)

社民党公認の闘いで参議院選を貫く

吉田党首・民進党合流発言を撤回

先の運動が見えなくなると不安がつのりま
す。ましてや組織をあずかる責任者としてはそ
のことを常に考えることでしょう。そのことが
比例区得票「全国250万票」、そして「二議
席以上の獲得」という目標の到達を全国オルグ
のギリギリの思考の中で出てきた発言と受け
止めたとしても、吉田党首の「民進党合流も選
択視の一つ」という発言は唐突と言わなければ
なりません。結果してその発言を取り上げたメ
ディアの、とりわけNHKの放映は異常なもの
があり、そこに問題の本質を見ることができま
す。とはいえその責めは党首である吉田氏の判
断にあったことは勿論のことです。しかし、同
時に党(党員)組織と、その支持基盤の力量の
実態にもあると受け止められないでしょうか。
さらに「反安保関連法の理論的旗手」である
「小林節慶大教授」の参議院選比例区候補への
動きは、結果して「反自・公」の闘いに取り組
む、とりわけ社民党への大きな「負」を意識し
たと受け止めても不思議ではありません。
私たちは、危機にある時こそ「団結して事に
あたる」ことを幾度も経験をしてきました。

また、得てして困難と先が見えない状況に直
面しますと「蝸壺にもぐり、風が止むのを待つ」
という省略行為に陥ることがあります。
それは「敵を利する」だけです。

さあ、仕切り直しです。党県連合が提起をし
ている「今一度、昨年の地方選挙を展開する」
との方針の具現化を図りたいものです。

社民党中央は吉田発言を撤回し、党公認をも
つて参議院選を闘うことを再確認しました。

県内の目標3万6千票獲得の闘いが全国250
万票・2議席以上の確保へと連なるものである
ことを確信します。そのことを今、党(党員)
そして支持者は決意をすべきです。「社民党が
がんばれOB・G福島の会」も不転の決意で応
援をすることを表明いたします。

「社民党ががんばれOB・G福島の会」

会長 杉原二雄

【寄稿】野党統一候補が決まりました

夏の参院選。私の住む福島選挙区では、民進、
共産、社民各党の統一候補として、民進党現職
の増子輝彦氏が出馬することになりました。
共産党は、擁立予定だった新人の立候補を取

り下げる見通しとなったとのこと。

野党共闘を巡っては、それぞれの党の思惑・
党是はあったことでしょうが、私にとつては嬉
しいニュースでした。

共産党も社民・各党も、比例区で大幅な議員
増ができればいいと願っています。

3党の県組織と、共闘を呼び掛けてきた大学
教授らによる「ふくしま県市民連合」の4者が
合意確認書に調印することです。

目標は、

(1) 安保関連法廃止

(2) 憲法の順守と集団的自衛権行使容認の
内閣議決定撤回

(3) 福島復興と県内原発全基廃炉

(4) 安倍政権打倒
の四つを掲げています。

さて、米大統領選。こちらは、実業家のトラ
ンプ氏が共和党の指名を獲得することが確実
な情勢となり、11月の米大統領選はトランプ、
クリントンの両氏が戦う構図となることがほ
ぼ固まったとのこと。

よその国の選挙だと、興味本位に眺めてばか
りもいられない気にかかる選挙です。

歴史は、時として、思わぬハプニングから、
おもわぬ大事が引き起こされることも多々あ
りますから。

でも、福島選挙区の統一候補決定のニュース
は、嬉しいニュースでした。

「郡山市在住・女性(70代)」

「ごまかしのアベノミクス」

安倍政権のウソのたれ流し!!

「非正規雇用の増大と収入の実質的な目減り」

安倍首相は「3年間で110万人の雇用が増えた」と「アベノミクスの成果」を国会でも記者会見の場でも繰り返してきた。また3年連続の賃上げの実績もしっかりである。果たしてそうなのだろうか。参議院選を前にこのことをしっかりと見極めなければならない。確かに就業者数は2013年1月の6286万人から15年12月には6397万人と111万人増えたことになっている。しかし、3年間で正規が36万人減少し、非正規が167万人も増加していることを知らなければならない。

そのことを政府機関である総務省が公表している。上の表を見てみよう。

2016年1月には、なんと非正規労働者が2000万人を突破している。その比率は38パーセントである。そのことは就業者の4人に1人が非正規労働者であることを意味する。よく言われていることだが「家族の中の、あるいは身内の中に一人の非正規労働者がいる」と。

実質賃金・27年間で最低を示す

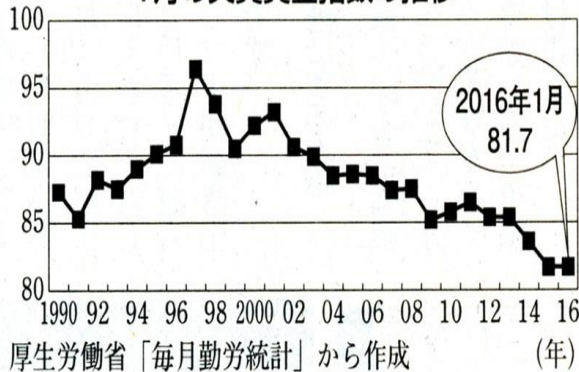
賃金についても考えてみたい。左の図表を見る。2016年1月の実質賃金指数は81.7%である。統計的にも1990年以来27年間の最低である。何のことはない、名目賃金の伸び悩みと低賃金の非正規労働者の増加、そしてアベノミクスによる物価の上昇が、安倍首相が唱える3年連続の賃上げを吹き飛ばしたことを意味する。

安倍政権で増加する非正規雇用



総務省「労働力調査」から作成
非正規比率は役員を除く職員・従業員数全体に占める非正規雇用の割合

1月の実質賃金指数の推移



厚生労働省「毎月勤労統計」から作成

安倍首相が頼みとする大企業は、軒並み過去最高の利益を上げていくにもかかわらず月額1500円前後の低額妥結にとどまった。

そして中小企業の実態がある。ここでも大企業の賃上げに迫るまたはそれを上回る賃上げ率の実績があったとして「アベノミクス」の成果を唱える。それでは「どこの企業が、どれだけの賃上げがあったのか」と問えば、全国で4千9百万社の中小企業のうち、中小企業庁が把握する資本金1千万円以上の企業、72万6千社の統計をもって答えている。圧倒的な存在である1千万以下の企業は「蚊帳の外」である。

(5月17日参議院予算委員会の質疑から)

原発で働く労働者・日当80000円を問う

さらに正規、非正規による賃金の格差である。2月に厚生労働省が発表した2015年賃金構造基本統計調査によると、正社員32万1100円(月額)に対し「正社員以外」は20万5100円である。4人に1人の非正規労働者が正社員の6割程度の低賃金の実態にあることを隠している。それだけではない。東電福島で働く下請け作業者の例を見ても、危険手当さえもピンハネされ、最下部下請け労働者の賃金は三次下請けの半分(日当8千円)という事実、安倍首相はどのように答えるのだろうか。

(OB・G ニュース105号参照)

まさに「ごまかしのアベノミクス」である。参議院選でこの「極限のごまかし」に鉄槌を下さなければならない。

「無届け高齢者ホーム」

入所者数15,000人

「無届けホーム1万5千人」（5月2日・福島民報）という大見出しの地方新聞の記事を読み、同時に「入所者10人の死亡という高齢者福祉史上最大の惨劇」となった群馬県内の老人福祉施設「静養ホームたまゆら」（渋川市）の火災（2009年3月19日）を思い出す。

「ホームたまゆら」は実質的な有料老人ホームでありながら無届け施設であった。そして建築基準法関連が定める構造をとっていないかつたこと、入所者を管理しやすくするため自らの手で解除できない施錠をしていたことなどが上げられていた。それだけではない。高齢者介護施設の絶対的不足の中で、自治体からの生活保護を受けている方の要介護待機者を収容する受け皿になっていることも明らかになった。ため行政がやむなく入所手続きをしていたことも明らかにしている。「静養ホームたまゆら」は関東近県の施設から「他県からの入居者受け入れ可能」という「営業」が数多くある中の一つであった。

3-
あつたと言うのであろうがそれで済むのだから

県警は、施設の運営にあたっていたNPO法人の経営者を「業務上過失致死容疑」で逮捕したが、その入所を介した行政の責任は問われなかった。自治体内で生活保護受給者を受け入れてくれる施設を見つけてはなりません。確かに「待機者の実情を見るにみかねた対応」であつたと言っているのであろうがそれで済むのだから

うか。それで行政の「社会的責任」は免れるのかと考えたことを記憶している。

今般の記事によれば、入居者に介護や食事などのサービスを提供していながら自治体に届け出ていない『無届け有料老人ホーム』が、昨年度全国で少なくとも約1万5千人いたことが、1日の共同通信社の自治体への調査で分かった。また「無届けホームについては、厚生労働省が施設数を発表しているが、人数が明らかになるのは今回が初めてである」と報じている。そして「部屋の広さや防火設備など国が定めた基準を満たせない代わりに、安い利用料で、低所得や身寄りのない高齢者を受け入れている例が多い。また特別養護老人ホーム（特養）のような正規の施設に入れない人の受け皿になっている実態が浮かぶ」と書いている。

「保育所落ちた」のブログが、大きな波紋を広げ政府をあわてさせた事例と併せて考えたとき、「ホームたまゆら」の尊い犠牲」とその反省が生かされない高齢者福祉の実情に怒りを覚えるのは私だけであろうか。

そして入所老人を突き落とし死亡させたと言われている事件もつい最近のことである。介護士の資質を問題にすることはたやすい。しかし、それだけでは済まないところにホームの実態がある。僅かな期間ではあつたが、市内の老施設の幾つかでボランティアをしたときの印象である。部屋内で奇声を上げる、あるいは介護士の手を強く払いのけるなどの光景を目に

している。そのような中で、夜間に制限された人数で看守する介護士の心情はいかばかりかと考えたことがしばしばあつた。私は「その時は、身体拘束をしても良いよ」と身内に申し送っている。

今回の実態は、共同通信社の自治体への調査で判明した。とするなら自治体は把握をしながら放任をしていたということになる。それだけではない。その管理をいかぐつた無数の小規模施設があつても不思議ではないことが浮かび上がると考えるべきであろう。

去る5月3日は「憲法記念日」であつた。多くの取り組みが全国で実施された。今ほど、憲法13条「個人の尊重・生命、自由、幸福追求の権利」。25条「健康で文化的な生活を営む権利」が危うくなっている時は無い。このことを確認する日が「5月3日」であつたと考えたい。そのことが「無届けホーム1万5千人」の記事であつたと受け止める。

間仕切りされたスペースで暮らす高齢者

広さは基準に満たない



住宅敷地内からの除染物搬出を考える

さて、約束どおりに一般住宅敷地内に埋設した廃棄物の取り出すことになる。ではその現場の状況はどのようなものになるのか。建築現場を多少経験している立場から絵を描いてみることにした。

★ 敷内に、埋められているコンテナを掘り出す。その場所に重機（パワーシャベル）が入るかどうかによって状況は異なる。

★ 重機が入らなければ手堀となる。そして穴からコンテナを取り出すのだが、ユニック車が使えれば吊り上げは容易であるが、その車両が近くまで入らなかつたらどうするのか。支柱をたてジャッキで吊り上げるか、小分けにして小さいコンテナに入れ替えて取り出すことになるだろう。

★ このように、個人敷地内の埋設場所の地形面積、道路状況からして、重機、手作業などの作業制限が生まれる。さらに積み込み、運搬中で、車両は小・中型トラックあるいは「小型ユニック車」とあらゆる併用が必要となるだろう。そして待機している大型車まで搬送となる。それを「親亀・小亀（運搬）」と言うが、予定通りの作業となるのか、どうか。思わぬハプニングも想定しなければならぬだろう。

★ 取り出したコンテナをユニック車に積み現場近くで待機している大型トラック、ある

いはユニック車で一時集積場所に運ぶことになる。自治体はこの場所を「積置き場」と呼ぶ。そこから中間貯蔵施設へ搬送するのだが、よく目にするフレシキプル・コンテナであれば1台の10トン車に積めるのは8個程度（8トン）である。これは約2〜3軒分に相当する。

★ 保管の一つに「地上保管」がある。この場合も、例えば駐車場保管であれば容易なのだが、敷地内となれば積み込み条件に車両の搬入経路が付きまとう。

★ さて、この「積置き場」が確保できるだろうか。それも住民の同意が必要となる。必要面積と必要期間によって同意を取るのは困難というケースが生まれるだろう。一部の行政では近隣の公園を指定地として予定しているようだが、中間貯蔵施設の進捗状況、搬入状況によっては長期間（立ち入り禁止）という状況さえ想定される。

★ 積置き場が確保できなければ、敷地内から取り出せない。

一番心配な、「最終処分場」にはしないことだ

これはどこまでも仮定である。「コンテナの破損・小型車も使えない」、あるいは「想定外の事故」など現場は生きている。そして「中間貯蔵施設」の実現の見通しも想定しなければならぬ。紙の上では幾らでも画ける。しかし、それを実践するとなれば、これからの作業に困難が山積することが容易に想像できる。これらの

理由を持つて、敷地内埋設物の搬出は頓挫することにもなりかねない。あつてはならないが、それは最終処分場を意味する。住民が一番心配をしているのがこのことである。

そして、どうしても触れておきたいものに除染物の埋め立てにあたって「裸・あるいはビニール袋・麻袋」よる埋めたて物をどのようにして取り出すかである。ビニール、麻袋は破れているだろう。このようなケースは決して少なくはないことを想定する。

再稼働の避難対策は「逃げ道」だけではない

原発の再稼働にあたって、事故発生時における避難対策をどうするかが問われている。

避難対策は「逃げ道」をどうするかだけではない。除染対策もどうするかも大きな課題である。今、福島はこのことを経験している。とすれば「中間貯蔵施設」も含め、除染や処分のある方への提言をしっかりとまとめなければならぬいのではないだろうか。よって「敷地内保管の除染物の搬出」についてもその一つになることを認識したい。今もつて見取り図の出来ていない中間貯蔵施設に「保管場」を設けて搬入を強行した。

（ニュースNo.108参照）

これからが本番である。心して対処しなければならぬ。

